

鳥取県建設リサイクル法パトロール実施要領

1 目的

この要領は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。略称「建設リサイクル法」。以下「法」という。）に係るパトロールについて、毎年5月、10月に行われる全国一斉パトロールの他に、鳥取県において独自に行うパトロール（以下「パトロール」という。）の実施方法を定めたものである。

パトロールは民間工事に限定し、現場における確認に加えて、営業所、その他営業に関係のある場所（以下「営業所等」という。）への立入りを行うことにより、分別解体等が届出とおり施工されたか確認することを目的とする。

2 実施主体

鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市及び境港市

3 対象建設工事

法第10条に基づき届出された建設工事とし、法第11条に基づく建設工事は対象外とする。営業所等への立入りについては、施工中の工事だけでなく、竣工した工事についても対象とする。

4 実施における重点確認事項

(1) 現場における確認事項

- ア 分別解体等の適正な実施（法第9条）
- イ 事前届出等の有無（法第10条）
- ウ 届出等済証（届出等済シール）の有無
- エ 再資源化等の適正な実施（法第16条）
- オ 標識の有無（法第33条「解体工事業者の登録及び建設業許可」）

(2) 営業所等における確認事項

- ア 分別解体等実施結果（法第9条）
- イ 再資源化等実施結果（法第18条）
 - マニフェスト等により適正に再資源化施設等へ処理されているか確認すること。もし、マニフェストに不審な点がある場合は、県の各総合事務所廃棄物担当同行のうえ、再資源化施設に立入りをを行い、再資源化施設に保管されているマニフェストと整合を取ること。
- ウ 請負契約書の確認（法第13条）

5 実施回数

パトロールは年2回以上とする（全国一斉パトロールと合わせて行ってもよい）。営業所等への立入りは各パトロール毎に1件以上行うこと。

6 実施方法

(1) 県内各地のパトロール実施体制は以下のとおりとする。

市 郡 名	パトロール実施主体
鳥取市内	鳥取市都市整備部建築指導課
米子市内	米子市建設部建築指導課
倉吉市内	倉吉市建設部景観まちづくり課
境港市内	境港市建設部住宅課及び西部総合事務所生活環境局建築住宅課
岩美郡内	東部総合事務所生活環境局建築住宅課
八頭郡内	東部総合事務所生活環境局建築住宅課
東伯郡内	中部総合事務所生活環境局建築住宅課
西伯郡内	西部総合事務所生活環境局建築住宅課
日野郡内	西部総合事務所生活環境局建築住宅課

(2) パトロールは、2人以上で行うものとする。

実施日は各市又は各総合事務所が設定し、1日以上（注）行うこと。ただし、全国一斉パトロールと合わせて行う場合は、全国一斉パトロールと合わせて1日以上としてよい。

（注）まとまった時間が取れない場合は、半日や数時間に分けてパトロールを行い、合計で1日（8時間）以上とする。

(3) 境港市管轄の工事においても境港市と鳥取県が合同でパトロールを行うこと。

7 実施結果の報告

パトロールの調査結果は全国一斉パトロールと同じく、建設副産物リサイクル広報推進会議刊行の「建設リサイクル法に関する事務処理の手引（案）」を参考にして資料を作成し、各市又は各総合事務所が保管するものとする。

ただし、違反があった場合は、上記調査結果資料に加え、別紙「鳥取県パトロール実施報告書」に記入のうえ、パトロール後7日以内に鳥取県技術企画課へ報告すること。

8 建設リサイクル法違反への対処

(立入りを拒否された場合)

法43条2項に基づく証明書を提示し、法第43条第1項の規定により立入検査を行うことができることを告げるとともに、立入検査を拒否した場合には法第51条1項第6号の規定により罰則が課せられることを告げて立入検査を行う。

それでもなお立入検査を拒否する場合は法に従い対処する。

(立入りを拒否された場合以外の法令違反の場合)

関係法令に従い対処する。

附則

この要領は平成20年7月3日から施行する。

【法条文】（抜粋）

（分別解体等実施義務）

第9条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第3項又は第4項の建設工事の規模に関する基準以上のもの（以下「対象建設工事」という。）の受注者（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。）又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者（以下単に「自主施工者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。

（対象建設工事の届出等）

第10条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

（国等に関する特例）

第11条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

（対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項）

第13条 対象建設工事の請負契約（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。）の当事者は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十九条第一項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 2 対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 3 対象建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして主務省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該主務省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

（再資源化等実施義務）

第16条 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするものうち政令で定めるもの（以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。）に該当する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合

には、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。

(発注者への報告等)

第18条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた発注者は、同項に規定する再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

3 対象建設工事の元請業者は、第一項の規定による書面による報告に代えて、政令で定めるところにより、同項の発注者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該元請業者は、当該書面による報告をしたものとみなす。

(標識の掲示)

第33条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(立入検査)

第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十九条第一項後段の規定による通知をしなかった者

三 第三十一条の規定に違反して技術管理者を選任しなかった者

四 第三十七条第一項又は第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第三十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

